



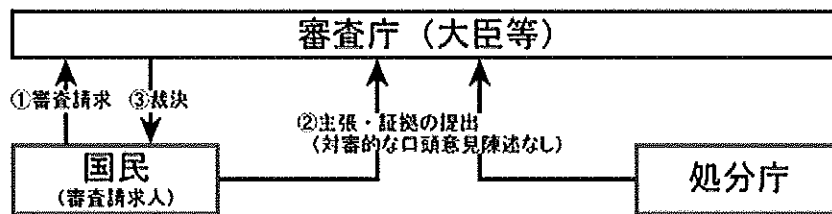
## 記入内容の確認



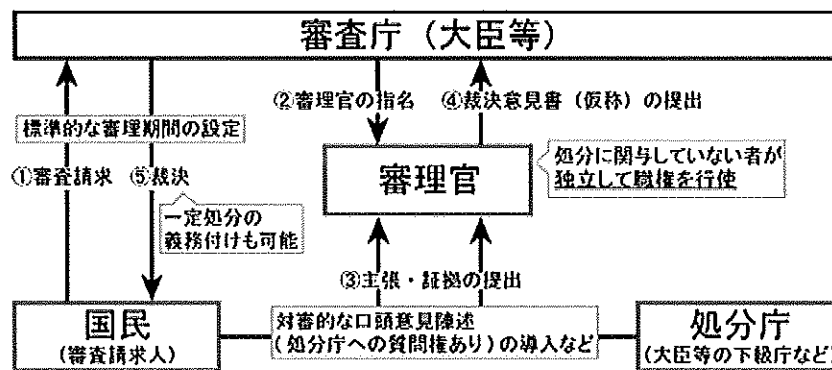
この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

「行政不服審査法の改正の方向性」では、公正さにも配慮しつつ、簡易迅速な手続の下で柔軟かつ実効性のある権利利益の救済を実現するために、審理官による審理を中心とした、以下のような手続の流れを創設することを提案しています。

### 現行の行政不服審査法上の審理手続の流れ



### 「行政不服審査法の改正の方向性」による審理手続の流れ



「行政不服審査法の改正の方向性」についてご意見をお寄せください

#### 1. 行政不服審査法の目的の改正について

現行の行政不服審査法は、「簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」を目的としています。

(1)－1  
行政不服審査法の目的として重視すべきであると考える項目を選択して下さい(複数)

公正性 (争われている処分などを行った機関(処分庁)から独立性の高い中立的な機関による判断がなされることなど)、柔軟性 (多様な裁決による紛争解決手段が用意されることなど)、実効性 (違法な処分だけでなく不当な処分も救済対象とすること、裁決による救済率の向上を含め、真に不服申立人の救済に役立つことなど)

選択可)

※必須

(1)-2

行政不服審査法の目的として最も重視すべきであると考えられる項目を選んでください

※必須

公正性

上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)

基本方針には、簡易迅速な手続の下で、柔軟かつ実効性がある救済を実現するとあるが、デュー・プロセス・オブ・ローの観点からは、公正性の確保が最も重要視されなければならない。

## 2. 不服申立人適格に関する改正について

現行の行政不服審査法上、不服申立てができる者(不服申立人適格を有する者)とは、「行政庁の処分・・・に不服がある者」とされており、従来、この不服申立人適格を有する者は裁判(処分の取消しの訴え等)を提起できる者(原告適格を有する者)と同一に扱われてきました。

原告適格について、平成16年に改正された行政事件訴訟法では、「法律上の利益を有する者」とした上で、広範な判断要素を列挙することでその範囲を実質的に拡大しています。

(2)

不服申立人適格の範囲について適正と思うものを選択してください

※必須

不服申立人適格の範囲は、行政不服審査法において、行政の適正運営の確保も目的としていること、違法性だけでなく不当性も主張できることを踏まえ、行政事件訴訟法の原告適格よりも広く改正すべきである

上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)

## 3. 新しい審査請求制度の創設について

### 3-1. 「不服申立ての原則一元化」についてお伺いします

現行の異議申立ては、処分庁に対して行うという手続の構造上、手続保障が不十分になっているとの指摘があります。他方、処分内容をよく理解している処分庁が自ら判断した方が適切で迅速な判断がされるということも考えられます。

(3)

審理官の制度の導入に伴い現行の異議申立てを廃止し、審査請求手続に原則として一元化することについてどう思いますか

※必須

一元化すべきである

上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)

### 3-2. 「審理官制度の導入」についてお伺いします

(4)

審査請求の手続において、処分に関与しておらず、独立して職権を行使する審理官の制度を導入することが、必要だと思いますか

※必須

はい

上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)

## (5)-1

審査請求の審理手続を行う「審理官」という制度を新たに設ける際に、重視すべきとお考えの項目を選択して下さい(複数選択可)

※必須

審理官は、市民感覚・民間経験が役立つはずだ、審理官の独立性を確保するため、職権行使の独立性(上司の指示などに拘束されず、法令と自己の良心に従い判断できること)や、身分保障に関する規定を置くべき、審理官が事案に応じて適切かつ迅速に審理手続を行いうる体制を整備すべき

## (5)-2

「審理官」という制度を新たに設ける際に、最も重視すべき項目を選択して下さい

※必須

職権行使の独立性や身分保障に関する規定を置くべき

上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)

審理官には行政事件に精通した民間の専門家等を入れるとともに、事件ごとに担当する非常勤審理官制度を導入すべきである。

## 3-3.「審査請求人の補助体制の整備」についてお伺いします

## (6)

審査請求は裁判よりも簡易な手続とはいえ、審査請求人が手続を自分の手で進めることができるよう、審査庁が積極的に手続に関する相談に応じたり、技術的な助言を行うスタッフ等の体制を整えることが必要だと思いますか

※必須

はい

上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)

## 4. 審査請求の手続に関する改正について

## 4-1.「審理官による審理手続」についてお伺いします

## (7)

冒頭に記載した図をご覧いただき、審理官による審理手続について、ご意見をご記入ください(フリーワード)

公正性を確保するためには、①審査請求人に、処分庁及び審理官が有する資料等については「閲覧又は謄写」ではなく、「閲覧謄写権」を認めるべきである。②審理官の除斥・忌避・回避制度を設けるべきである。③非常勤審理官を含む複数の審理官による合議制度を採用すべきである。

## 4-2.「裁決」についてお伺いします

## 【現行】

現行法上、審査請求を認容する場合の裁決とは、具体的には概ね、

- ①処分についての審査請求の場合はその処分を取り消すこと
- ②不作為についての審査請求の場合はなんらかの行為をすべきことを命ずるとともに、その旨を宣言すること

を内容としています。この場合、処分庁には、裁決の趣旨に従った措置を取る等の義務が生じることになります。

## 【改正の方向性】

改正の方向性においては、これらの措置から更に踏み込んで、申請を拒否する処分について、審査庁が処分庁に対し一定の処分を義務付けることができることなどとしています。

(いわゆる申請型の義務付け裁決です。たとえば、申請に対する不許可処分の取消しにとどまらず、許可処分を命じてしまうことが考えられます。)

さらに、申請がされていない場合の上記のような義務付け(いわゆる非申請型の義務付け)や処分の事前差止めについても、検討することとされています。

(8)

以上について、あなたの考えに最も近いものを選択してください

現行法に加え、申請型の義務付け裁決、非申請型の義務付け裁決、差止め裁決を創設する

※必須

上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)

## 4-3.「標準審理期間の創設」についてお伺いします

現行の行政不服審査法上、審査請求がされてから裁決が出るまでの期間について、特に定めはありません。

行政不服審査法の改正の方向性では、審査請求が審査庁に届いてから裁決を出すまでに通常要する期間(標準審理期間)を定めるように努め、これを公にすることとしています。

(9)

標準審理期間について、以上のような改正は必要だと思いますか

はい

※必須

上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)

## 4-4.「審査請求期間の延長」についてお伺いします

(10)

処分があったことを知った日の次の日から審査請求ができる期間として、適当と思うものを一つ選択してください

処分の取消しの訴えの出訴期間と同じ6か月

※必須

上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)

## 5. その他

## 5-1.「地方公共団体の行政不服審査」についてお伺いします

地方公共団体の規模は様々であり、また、不服申立ての実績も、一様ではありません。

行政不服審査法の改正の方向性においては、体制整備に関連する審理官制度の導入や審査請求人の補助体制の整備を行うこととしています。

(11)

上記について、地方公共団体においては、審理官制度の導入及び審査請求人の補助体制の整備について、条例に基づき任意に選択できるものとする必要があるか  
※必須

はい

上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)

地方自治の独立性に留意する必要があるが、例えば、広域行政運営機関を設ける等の救済システムを構築すべきである。

## 5-2.「代理人制度の検討」についてお伺いします

(12)

業として行うことが可能な不服申立ての代理人の範囲について、さらに拡大することが必要だと思いますか  
※必須

いいえ

上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)

(13)

その他、行政不服審査法の改正の方向性全般についてのご意見・ご提案等を記載してください(フリーワード)

今回の行政不服審査法改正案の方向性と国税不服審判所の改革案は切り離して議論されており、この進め方は大いに尊重されなければならない。国税不服審判所の改革案は従来から固有の問題として議論されており、政府税制調査会専門家委員会ですでに問題点が整理されているからである。行政不服審査法の最も重視すべきことは、公正性の確保である。今回の行政不服審査法改正の方向性は、簡易迅速性を重視しようとするいわゆる「軽装備論」であるが、このように公正さよりも簡易迅速性を重視する手続は、一見国民の権利救済に資するようであるが公正性が図れない恐れが拭えないことになり真の国民の救済から遠のくものである。行政は行政の無謬性から訣別するために、自らの過ちを行政内の手続において自らの過ちを正す最大限の努力をすべきである。司法救済があるからと言って軽々にそれに頼るべきではない。

※ご意見が書ききれない場合や添付資料等をメールにて送付希望の方は『別途メール送付希望』の旨ご記入ください。  
※当室より「登録者情報」に記入いただいたメールアドレス宛にご連絡いたしますので、返信にて、ご意見や添付資料をご送信ください。  
※メールにてお寄せいただいたご意見につきましては、行政救済制度検討チーム参集者に配布し、検討の参考に資することいたします。

## 6. ご連絡先等

メールアドレス(フリーメールアドレス可)  
※必須

shouji.u@mx3.alpha-web.ne.jp

お名前

サイバー税理士連盟代表植松省自

性別

男性

年齢層

60代

◀◀ 修正

▶▶ 以上の内容で送信する

[ページの先頭へ](#)

Copyright © 2006 Cabinet Office, Government of Japan. All Rights Reserved.